

長崎県不登校支援コンセプト

基本編 (改訂版)

長崎県の不登校の現状や
不登校支援の方向性を紹介します



「ちゃいなこぼん」「なんばんこぼん」「てんしこぼん」

令和7年2月

長崎県教育委員会

はじめに

本県の公立学校の不登校児童生徒数は、近年増加傾向にあり直近の令和5年度は4,095人と過去最多を更新しています。

学校に行けなくなることは、どの子供にも起こり得ることであり、登校していないというだけで問題行動であると受け取られないよう配慮しつつ、個々の児童生徒の利益を最優先に考えた支援を行うことが重要です。同時に、不登校が長期に継続することは、本人の進路や社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があるため、不登校の理由や背景に応じて、子供に寄り添った働き掛けや関わりが大切です。

そこで、長崎県教育委員会では、令和4年度に「不登校支援協議会」を設置し、県内公立学校における今後の不登校支援の在り方について検討を重ねてきました。協議会では、児童生徒への支援で「大切にしたい10の視点」が提言され、これらの視点を踏まえ、教職員一人一人が、不登校の現状や支援の基本的な考え方について理解を深め、個々の児童生徒に寄り添った支援の実践力を高めることを目的に、「長崎県不登校支援コンセプト」を作成しました。

本冊子は、「つなぐ」をキーワードに、本県の不登校の現状や支援の方向性をまとめた「基本編」と不登校の未然防止・早期支援や自立支援のための取組事例等をまとめた「実践編」の二部構成となっています。本冊子の活用を通して、教職員の皆さんが「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の目的や基本理念についての理解を深め、学校内での取組を継続しながら、公的機関や民間施設等さまざまな関係機関との連携を図ることで、学校外での取組の充実を図り、すべての不登校児童生徒が多様で適切な学びに繋がるような支援が一層推進されることを期待します。

最後になりますが、本冊子の作成にあたり、多くの指導・助言をいただいた不登校支援協議会委員の皆様、並びに編集作業にご協力いただいた関係各位に心からお礼申し上げます。

〈目次〉

I 不登校の現状について (P1~6)

- 1 全国と本県の状況
- 2 不登校の要因等
- 3 本県の不登校の特徴

II 不登校支援の基本的な考え方について (P7~9)

- 1 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」について
- 2 「不登校児童生徒への支援の在り方」について
- 3 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書~今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について~」について

III これまでの県の取組について (P10~12)

IV これまでの県の取組を振り返って (P13~14)

V これからの不登校支援について (P15~20)

- 1 不登校支援グランドデザイン
- 2 未然防止・早期支援
- 3 自立支援
- 4 「大切にしたい10の視点」

※ 資料:義務教育段階における不登校児童生徒が「学校外の公的機関や民間施設等において相談・指導を受けている場合」及び「自宅で ICT 等を活用した学習活動を行った場合」における指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドライン

(P21~30)

I 不登校の現状について

【不登校の捉え方】

Q 文部科学省の調査における「不登校」はどのような状況のことをいうのですか？

A 不登校は「年間 30 日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるもの（ただし、「病気」や「経済的理由」によるものを除く）をいいます。

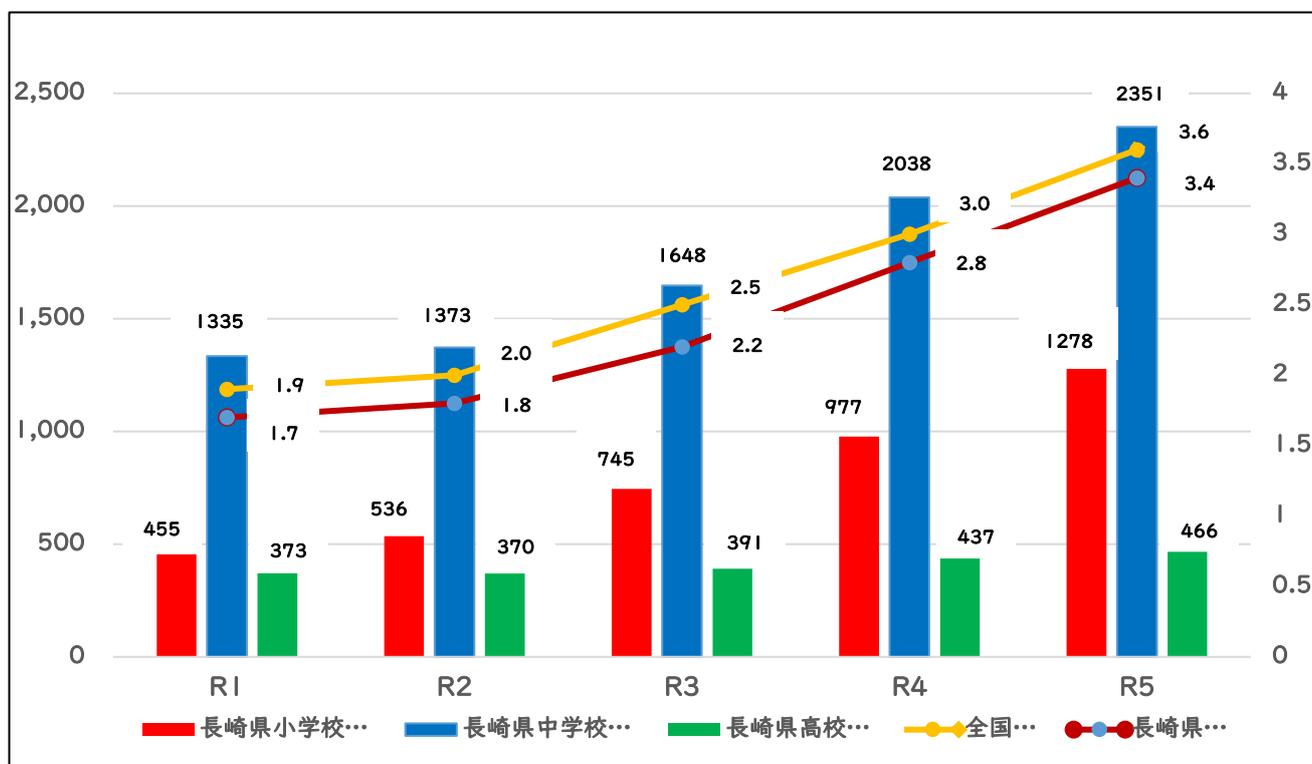
※ 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）より抜粋



1 全国と本県の状況

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、国公立の学校における全国の不登校児童生徒数および在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合（以下「出現率」）は、年々増加しています。

本県をみてみますと、公立学校における不登校児童生徒数及び出現率は全国同様、増加傾向が見られ、喫緊の課題として受け止める必要があります。特に本県における過去 5 年間の小、中学校の不登校児童生徒数は、直近の令和 5 年度で最多となっています。小学校においては、5 年前に比べ、約 3 倍となっており、不登校が低年齢化していることが窺えます。一方、高校においては、不登校児童生徒数の増減は少ないものの、出現率は全国と近い数値になっており、将来の社会的自立等を含めた体制を整えていくことが大切になってきています。



2 不登校の要因等

【不登校の要因】

Q 不登校の要因として考えられるものはどのようなものですか？

A コロナ禍の影響により、生活リズムが乱れ、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことや、教育機会確保法の趣旨の浸透による保護者等の学校に対する意識の変化などが背景として考えられます。また、不登校の要因は様々で、複雑に絡み合っているケースが多いのが現状です。



～不登校児童生徒について把握した事実～

()内の数字は、学校種ごとの不登校児童生徒数に対する割合(%)

	小学生		中学生	
	全国	長崎県	全国	長崎県
1	学校生活に対して やる気が出ない (32.2%)	学校生活に対して やる気が出ない (32.6%)	学校生活に対して やる気が出ない (32.5%)	学校生活に対して やる気が出ない (31.5%)
2	生活リズムの不調 (24.5%)	生活リズムの不調 (29.0%)	不安・抑うつ (23.4%)↓	生活リズム不調 (30.8%)
3	不安・抑うつ (22.6%)	親子の関わり方 (24.5%)	生活リズムの不調 (21.6%)	不安・抑うつ (19.3%)

「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

本県においては、不登校児童生徒について把握した事実として、全校種で「学校生活に対してやる気が出ない」が最も多く、次いで、「生活リズムの不調」となっています。「生活リズムの不調」は、SNSやゲーム依存などによる昼夜逆転の生活がきっかけとなっている場合があります。

また、学年が上がるにつれ、不登校児童生徒の学校や社会とのつながりが希薄になっている現状もあります。小学校と中学校の節目については、生活スタイルの違い等による環境が大きく変化することも背景の一つとして考えられ、思春期特有の心の変化や学業不振、進路選択不安、集団不適応等、様々な要因が複雑に絡み合っているケースが多く見られます。

【不登校の要因】

Q 不登校児童生徒は「不登校になった」ことについてどのように考えているのでしょうか？



文部科学省が令和2年度小学校6年生又は中学校2年生で、令和元年度に不登校であった児童生徒に対して行った「不登校児童生徒の実態調査」からは、次のような結果が分かっています。

【最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ】（※複数回答あり）

- ・「先生のこと」（小学校 30%、中学生 28%）、「身体の不調」（小学生27%、中学生33%）、「生活リズムの乱れ」（小学生 26%、中学生 26%）、「友達のこと」（小学生 25%、中学生 26%）など、特定のきっかけに限らず、その結果は多岐にわたるものとなっています。「先生のこと」については、児童生徒の発達段階や個々の特性に応じたコミュニケーションの工夫、傾聴等、児童生徒に寄り添った対応が求められていることを考える必要があります。

【最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由】（※複数回答あり）

- ・「ある」と回答があった児童生徒のうち、「勉強が分からない」（小学生 31%、中学生 42%）との回答がもっとも高い割合であり、また、「学校に戻りやすいと思う対応」では、「個別に勉強を教えてもらえること」（小学生 11%、中学生 13%）が一定の割合を占めていることから、学習支援の重要性が分かります。

【学校に行きづらいことについて相談した相手】（※複数回答あり）

- ・「家族」（小学校 53%、中学生 45%）、「先生（養護教諭、スクールカウンセラーを含む）」（小学校 28.0%、中学校 29.3%）に対し、「誰にも相談しなかった」（小学生 36%、中学生 42%）割合が比較的高く、誰かに相談することへのハードルが高いことが分かります。

【相談しやすい方法】（※複数回答あり）

- ・「直接会って話す」（小学生 49%、中学生 46%）「メールや SNS」（小学生 29%、中学生 42%）といずれの手段も高い割合であり、両方を重複して選択した割合は低く、状況に応じて相談方法を選択できることが重要であることが分かります。

これらのことから、不登校の要因や背景、不登校の受け止め方が個々の状況によって多様であり、それによって支援ニーズも多岐に渡ることが分かります。また、改めて、日頃の学習指導が児童生徒に及ぼす影響が大きいことも分かります。学校は、日頃の児童生徒理解や適切な目配りはもとより、保護者等の悩みを含めた児童生徒本人とその家族の話をよく聞き、個々のニーズを把握した上で対応をしていく必要があります。

【長崎県の特徴】

Q 長崎県の義務教育段階における不登校の特徴は、どのようなものでしょうか。

- ① 低年齢化が進み、小学校での増加が著しく、特に小学校3年生で増加する傾向があります。
- ② 小学校6年生から中学校1年生にかけての増加数が最多となっています。
- ③ 相談・指導等を受けていない児童生徒の割合は、全国に比べ低くなっています。

3 本県の不登校の特徴



次の表は、平成21年度から令和3年度までの不登校児童生徒数(公立学校)の推移を表したものです。

【平成21年度から令和3年度までの不登校児童生徒数(学年別)の表】(単位:人)

	小	2	3	4	5	6	小	中	2	3	中
	1						合計	1			合計
H21	14	12	29	46	51	50	202	291	449	426	1166
H22	12	18	27	41	60	62	220	249	392	458	1099
H23	5	17	19	35	62	71	209	260	365	413	1038
H24	4	7	19	23	39	64	156	200	322	340	862
H25	11	17	23	30	36	65	182	269	344	409	1022
H26	8	15	15	33	36	50	157	280	398	390	1068
H27	14	11	33	42	50	67	217	266	409	434	1109
H28	3	22	25	62	72	75	259	252	401	423	1076
H29	14	15	56	62	96	110	353	290	376	401	1067
H30	23	25	50	83	93	142	416	291	436	413	1140
R 1	17	37	60	92	116	133	455	370	486	479	1335
R 2	23	46	49	98	150	164	536	369	492	512	1373
R 3	33	59	101	124	190	238	745	519	573	556	1648

小学校について、平成21年に入学した児童の不登校数の推移をみると、1年生時の不登校児童数は14人で、6年生時には50人になっています。同じく、平成27年に入学した児童の不登校の推移をみると、1年生時は14人で同じですが、6年生時には164人になり、平成21年と比べると3倍近く増えています。

中学校について、平成21年に入学した生徒の不登校数の推移をみると、1年生時の不登校生徒数は291人で、3年生時には413人になっています。同じく平成30年に入学した生徒の不登校の推移をみると、1年生時は291人で同じですが、3年生時には512人になり、平成21年と比べると大きく増えています。

このことから、近年は以前に比べると、世の中の不登校に対する考え方が変わってきており、平成28年に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(以下、教育機会確保法)」についての趣旨が浸透してきていることも一つの背景として考えられます。

次の表とグラフは、小学校の平成18年度から平成27年度（10年間）の「小学校6年間における不登校児童数の推移」を表したものです。

【小学校6年間における不登校児童数の推移】

(単位：人)

	1年(H18)	2年(H19)	3年(H20)	4年(H21)	5年(H22)	6年(H23)
H18入学生不登校	6	18	22	46	60	71
前年度からの増減		(+12)	(+4)	(+24)	(+14)	(+11)
18年~27年 10年間	∴	∴	∴	∴	∴	∴
	1年(H27)	2年(H28)	3年(H29)	4年(H30)	5年(H31)	6年(R2)
H27入学生不登校	14	22	56	83	116	164
前年度からの増減		(+8)	(+34)	(+27)	(+33)	(+48)
不登校児童数の合計 (H18~27の10年間)	94	154	283	458	661	942
前年度からの増減の合計 ()の合計		60	129	175	203	281
前年度からの増減の平均 ()の10年間の平均		6	12.9	17.5	20.3	28.1



(参考：長崎県不登校調査)

小学校においては、学年が上がるにつれて不登校児童数は増加し、6年生で最多となっています。このことから、学年が上がるにつれ、不登校状態となる児童が増える様子が分かります。また、入学年度別に見た6年間の不登校児童の増加率をみると、3年生が最大になっており、小学校中学年から、思春期に向かう心と体の大きな揺れが出始め、自分とは何か、どのようになっていくのか、ということを考え始める時期に、それに伴う不安や無気力等に係る要因が表出し、学習や人間関係において、集団への不適応感が徐々に顕在化することが考えられます。そうしたことをきっかけとして学校や社会とのつながりが希薄になってしまうことを防ぐ取組が必要です。

また、不登校児童生徒への支援状況について、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和5年度、全国の小中学校（国公立）における不登校児童生徒346,482人のうち、212,114人（61.2%）が都道府県・市町村教育委員会等が設置した教育支援センター、民間団体等における指導等を受けている一方、学校内・外いずれかの機関においても相談・指導等を受けていない児童生徒は134,368人（38.8%）いることが分かっています。

本県においては、令和5年度学校内・外いずれかの機関においても相談・指導等を受けていない児童生徒は、小学校、中学校、高校において約14%となっており、全国と比べると割合は低いですが、教育機会確保法の趣旨を踏まえると、不登校児童生徒への適切な支援について、学校における組織的かつ計画的な支援体制の構築は必要不可欠だと考えられます。



今の長崎県における不登校の特徴は、以下のとおりです。

【全体】

- ・不登校児童生徒について把握した事実としては、全校種で「学校生活に対してやる気がでない」が最も多い。次いで、「生活リズムの不調」となっている。
- ・不登校になる要因は様々で、複雑に絡み合っているケースが多い。

【小学校】

- ・学年が上がるにつれて不登校児童数は増加し、6年生が最多である。
- ・入学生ごとの6年間の不登校児童の増加率は3年生が最大であり、増加数は6年生が最多である。
- ・学年が上がるにつれ、不登校児童の学校復帰が難しい。
- ・高学年は、思春期となり、アイデンティティの揺れが生じる時期でもあり、学年が上がるにつれ、無気力や不安等に係る要因が表出し、学習や人間関係において集団不適應が徐々に顕在化する。

【中学校】

- ・不登校生徒の増加数は、1年生が最多である。
- ・新たな人間関係や小学校と中学校の生活スタイルの違いなど環境が大きく変化すること、思春期特有の心の変化や学業不振、進路選択不安、集団不適應等が要因の一つとして考えられる。

【高校】

- ・不登校生徒数の大きな増減はない。
- ・3年生における不登校生徒に対しては、「今後の進路」に対する支援が必要である。

Ⅱ 不登校支援の基本的な考え方について

【不登校児童生徒への支援の在り方】

Q 不登校の現状や長崎県の特徴は分かりましたが、不登校支援を推進していく上で、どんなことに気を付けていけばよいのでしょうか。



不登校支援の在り方については、次の三つの通知の内容を理解して対応していくことが大切です。一部を紹介します。

1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、教育機会確保法）について（平成28年12月14日公布）

※ 参考 教育機会確保法に関する基本指針（平成29年3月31日）

（1）「教育機会確保法」とは

この法律は学校と距離を置いている不登校という状態の子供たちに、一人一人にあった教育を受ける機会をきちんと確保していきましよう、そうした機会を確保するため国や自治体が生徒や親を支援しようという法律です。

第13条では、「国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様な適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ…」と書かれており、「学校を休むこと」と「学校以外での学習活動の重要性」が認められました。

このように、この法律は不登校の子供たち一人一人が安心して教育を受けられることを目指しています。

（2）基本的な考え方

この法律を推進するために文部科学大臣が定めた基本指針では、基本的な考え方として、「不登校というだけで問題行動と受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。（略）支援に際しては登校という結果のみを目標にするのではなく…（略）なお、これらの支援は不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない」と書かれています。趣旨を理解して対応していくことが求められています。



こちらの二次元コードから詳細を参照できます。



（教育機会確保法）



（教育機会確保法基本指針）

2 不登校児童生徒への支援の在り方について ※一部抜粋

(令和元年10月25日付文部科学省通知)

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために、適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への視点

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等も含め、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。



こちらの二次元コードから詳細を参照できます。



(不登校児童生徒への支援の在り方について)

3 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（令和4年6月10日付文部科学省通知）



昨今の新型コロナウイルス感染症による人々の意識や生活様式の変化、子供たちの教育の在り方や学び方への影響、GIGAスクール構想による一人一台端末などの ICT 環境の整備など、従来とは異なる状況が教育現場等を取り巻いています。

この通知では、不登校児童生徒への支援の在り方について、優先的・重点的に実施すべき方策が整理され、個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援を実施することが必要であることが明示されています。内容の一部を紹介します。

【不登校児童生徒の将来を見据えた支援の在り方】

- 不登校児童生徒への支援の目標は、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することである。その意味からも、不登校児童生徒への支援は、教育機会確保法の基本的な考え方である学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すための支援を行うことが重要である。しかし、不登校の原因は多様な要素が絡み合うことが多く、その結果、原因の特定や言語化が難しいケースも少なくない。原因を解明し、それを取り除くことだけを目指しても根本的な解決に至らないこともある。
- デジタル化の進展やアフターコロナの世界における様々な変化にも対応できるよう、生きる力を育てていくことが大切であり、学校や教職員をはじめ子供たちを取り巻く全ての大人が狭義の学校復帰に留まらず、多様な価値観や社会的自立に向け目標の幅を広げる支援が必要である。
- 全ての不登校児童生徒は自らの中に大きな可能性を秘めている。休養する中で考え抜いたことが将来の糧となる場合もあるだろうし「人に SOS を出す」ことが社会的な自立のきっかけになる可能性もある。そこに至る過程は、児童生徒によって様々であるが、子供たちの学びたい、体験したい、自分を認めて欲しいという子供の意思や主体性を尊重する姿勢を持ち続ける理解者が存在し、児童生徒が自らの意思でその後の人生選択を自信をもってできるような「安心感」を醸成していくことも大切な支援である。



こちらの二次元コードから詳細を参照できます。



(不登校に関する調査研究協力者会議報告書)

Ⅲ これまでの県の取組について

Q 長崎県の不登校の現状や国の方針等は分かりましたが、これまで県教育委員会が取り組んできた「不登校支援」について教えてください。



(1) スクールカウンセラー（以下、SC）活用事業

児童生徒の臨床心理に関して高度な専門性を有する「心の専門家」である SC を各学校、市町教育委員会に配置、派遣し、不安や悩み等を抱える子供や保護者へのカウンセリングや教職員への指導・助言などを行っています。



スクールカウンセラー（SC）とは…

公認心理師、臨床心理士、精神科医などの資格を有し、児童生徒の臨床心理に関して高度な知識・経験を有する者をいいます。

(2) スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）活用事業

「福祉の専門家」である SSW を各市町教育委員会、県立学校に配置、派遣し、問題を抱える児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりしながら、課題解決を図っています。



スクールソーシャルワーカー（SSW）とは…

精神保健福祉士や社会福祉士などの資格を有し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者をいいます。

(3) 教育支援教室「ふれあい広場（県教育支援センター）」の設置

長崎県教育センター内に設置され、県内の不登校児童生徒（高校生も含む）を対象に、計画的かつ個に応じた方法で、学校復帰に向けた在籍校との連携や、将来の社会的自立に向けた適切な支援を行っています。



教育支援センター（適応指導教室）とは…

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）により、社会的自立に向けた適切な支援を行うところです。

(4) 各種教育相談体制

子供や保護者が学校生活や日常生活の中で悩んだり困ったりしている自分自身のことや、友達や周りのことを「気軽」に相談できるよう教育相談体制を整え、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら、早期発見、早期解決を図っています。

① 24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)

児童生徒の悩みや痛みを受けとめ、話を聞くことによって和らげることを目的としており、夜間、休日を含む24時間、電話相談に対応しています。また、可能であれば指導・助言を行い、相談内容によって必要に応じ他の機関を紹介しています。

② メール相談窓口

いじめ、不登校、友人関係、学業など子供が抱える悩みについて、気軽に相談することができるよう、県教育センターのホームページを利用したメール相談窓口を開設しています。

③ インターネットを活用した相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」

県内の小中高生を対象に、インターネットを活用することで、より充実した教育相談体制を整備しています。インターネットを通して児童生徒の悩みについて相談を受け、県教育委員会が学校や関係機関と連携しながら迅速に対応しています。



カードを配付し、悩みなどをいつでも気軽に相談できるような体制を整えています。



(5) 生徒指導推進協議会の開催

各市町からの不登校対策における目標と具体的行動計画、並びに前年度の不登校児童生徒数、別室登校者数の報告等を通して、不登校対策における効果的な事業や取組について協議を行い、実践化を図っています。毎年2回(夏・冬)開催し、不登校の増加傾向、要因分析、ICTを活用したオンライン学習など、不登校支援について情報共有しています。

(6) 各種研修会

各種研修会を通して、不登校支援に関わる教職員等の資質向上を図っています。

- ① 小学校生活指導主任・中・高・特別支援学校新任生徒指導主事・新任教育相談主任研修会
生活指導主任、生徒指導主事及び教育相談主任の役割や職務内容に関する講義・演習、問題行動の事例やその対応等について研修を行うことにより、生徒指導及び教育相談主担当としての資質の向上を図っています。
- ② SC・SSW 配置校研修会及び新任 SC・SSW 研修会
SC、SSW、配置校コーディネーター及び関係市町教育委員会担当者に対し、SC 活用事業及び SSW 活用事業に係る研修の場を設定することで、学校において SC や SSW と協働した教育相談体制の構築や児童生徒の支援方法について理解を深めています。
- ③ SC・SSW 配置校コーディネーター等合同研修会
SC、SSW、配置校コーディネーター等教職員の一人一人の資質向上を図ることを目的としており、三者が合同で研修を受講することで、それぞれの立場や役割を理解し、「チーム学校」としての連携を一層強化し、悩みや不安を抱える児童生徒や保護者へより適切な支援をするための体制構築を図っています。
- ④ 児童生徒の自殺予防研修会
児童生徒の自殺の未然防止を図るとともに、教育相談体制のさらなる充実に資する研修を通して、児童生徒が SOS を出せるような体制づくりについて理解を深めています。
- ⑤ カウンセリングリーダー養成研修会
教育相談の中核を担う教員に対して、実効性の高いカウンセリングの考え方や技法の研修を実施し、専門性を身に付けた「カウンセリングリーダー」の育成を図っています。
- ⑥ 教育支援センター（適応指導教室）指導員等研修会
県内の教育支援センター（適応指導教室）の現状と問題点について情報交換を行い、支援の在り方について協議することにより、支援体制の一層の充実に図っています。令和3・4年度研修会では、ICT を活用したオンラインの教育相談体制のモデルについて、県教育センターを中心に情報共有、意見交換を行いました。

(7) いじめ・不登校・発達障害等相談（県教育センター）

不登校や発達障害等、特別な配慮を必要とする子供について、相談者の必要に応じた教育相談を実施し、子供の学習や生活を支援しています。相談を申請した学校へ訪問する「学校訪問型相談」、教育相談担当者や公認心理師等が対応する「来所型相談」、長崎大学等と連携した「訪問支援」などを行っています。



これまで、学校を中心として、不登校の未然防止、早期発見の取組や早期対応・個別支援の取組を行い、学校復帰を果たせた不登校児童生徒が多かったことは、先生方が、児童生徒や保護者に寄り添って対応されてきた結果であると言えます。

一方で、何らかの理由で学校に復帰できない、学校や社会とのつながりが希薄になっている不登校児童生徒も多くいることから、本県の不登校支援の在り方を改めて再考する必要があります。

IV これまでの県の取組を振り返って

Q 長崎県教育委員会として、これまでの取組についての振り返りや課題に対する解決の方向性について教えてください。



(1) SC 活用事業及び SSW 活用事業について

SC 活用事業について、令和5年度、513校配置、315回派遣、25,244 件の相談対応を行い、SSW 活用事業については、58か所配置、38回派遣を行いました。限られた予算の中、配置校、派遣回数など年々増やしており、児童生徒の悩み等に対して適切に相談できる体制づくりに努めているところですが、各学校の要望等に応えきれていない課題があります。

また、各学校における「チームとしての連携体制」など、SC 及び SSW の効果的な活用についても、今後、研修会等を通して体制づくりを整えていく必要があります。



【解決の方向性】

SC 及び SSW の配置、派遣につきましては、拠点校やグループ方式の配置等、工夫しながら教育相談体制を整えています。年々、増やしている状況ですが、今後も継続して、各学校の要望に応えられるような配置方法を模索していきます。

SC 及び SSW の効果的な活用については、研修会の対象や内容を見直ししながら、教職員の資質向上等を図っていきます。

(2) 各種教育相談体制について

令和5年度における教育相談の件数は「24時間子供 SOS ダイアル」が713件、「スクールネット@伝えんば長崎」は77件となっています。今後、より多くの児童生徒の悩みを早期に把握し、対応するため、相談体制の周知、啓発が課題です。

また、不登校児童生徒の不安や悩み等の声を把握できるよう努めていく必要があります。



【解決の方向性】

「24 時間子供 SOS ダイアル」などの教育相談体制については、節目におけるカード配布や動画紹介等を通して、引き続き、周知・啓発に努めていきます。

また、不登校児童生徒の不安や悩み等の声については、アンケート等の実施を今後検討していきたいと考えます。

(3) 各種研修会について

これまでも、教職員の相談技能習得や向上を目指した研修を行ってきましたが、より一層、不登校支援に係る理解を深めるような研修内容の見直しをしていく必要があります。



【解決の方向性】

生徒指導提要の改訂を踏まえ、教育機会確保法等の趣旨に沿った研修となるよう、内容の見直しを図っていきます。

(4) 教育支援センター（適応指導教室）間の連携について

現在、県内には県設置の教育支援センター（教育支援教室「ふれあい広場」）と市町が設置している16か所の教育支援センター（適応指導教室）があります。年1回の指導員等研修会で不登校支援に係る協議、情報共有を図っているものの、引き続き密な連携が必要だと考えます。



【解決の方向性】

指導員等研修会の内容については、ICTを活用したオンラインの教育相談などを取り入れた研修を行いながら、新しい形態の不登校支援を模索していきたいと考えます。

(5) 県内の不登校支援の方向性について

不登校の要因や背景、不登校である期間やその受け止め方が個々の状況によって多様で、支援ニーズも多岐に渡ってきていることから、改めて、県教育委員会としての不登校支援の方向性を示していく必要があると考えています。



【解決の方向性】

令和4年度から「不登校支援協議会」を設置し、専門的知見を有する有識者から指導・助言をいただきながら、不登校支援の方向性を示していきます。また、県内の不登校の特徴である小学校3年生や中学校1年生での増加についても要因等の把握に努めていきます。

(6) 民間施設等を含めた関係機関との連携（教育機会の確保）について

不登校児童生徒への支援において、多様な教育機会を確保していくことは大切です。これまで、学校以外で相談・指導を受けることができる民間施設等との連携など十分でなかったことが課題として挙げられます。



【解決の方向性】

県内の民間施設（フリースクールなど）と積極的に情報共有、意見交換をしながら「子供中心」の発想で不登校支援を推進していきます。

V これからの不登校支援について

Q 長崎県の不登校の現状、これまでの取組の課題等を受けて、これからの不登校支援について教えてください。



1 不登校支援グランドデザイン

これからの不登校支援では、「個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援を実施する」ことが大切です。これまでは学校を中心として、不登校の未然防止、早期支援の取組を行ってきました。

しかしながら、学校単体で対応していくには限界があり、不登校児童生徒の教育機会の確保が難しい状況も見られます。学校内での取組は継続しながら、学校外での取組の充実を図り、すべての不登校児童生徒が多様で適切な学びができるように支援していく必要があります。

このような経緯を踏まえて、学校内での支援はもちろん、教育支援センターや民間団体・施設等の学校外の施設とも連携しながら、「児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す」不登校支援の充実を目指していかなければなりません。

そこで、これからの不登校支援のキーワードを「つなぐ」に設定し、一人一人の児童生徒が「社会」と多くの「人」との「つながり」を通して、将来の目標に向かって人生を歩んでいく、そんな姿に寄り添って私たちは子供たちと一緒に歩んでいきたいと考えています。

次のページで紹介しているのは、不登校支援のキーワードを「つなぐ」に設定した、不登校児童生徒にとって「楽しく、安全で安心できる場所づくり」を目指し、子供、保護者と信頼関係を築きながら支援していくための「グランドデザイン」になります。

令和4年度に設置した「不登校支援協議会」を中心に、「未然防止・早期支援」と「自立支援」の二つの柱で本県の不登校支援を推進していきます。

長崎県不登校支援ブランドデザイン

児童生徒支援課

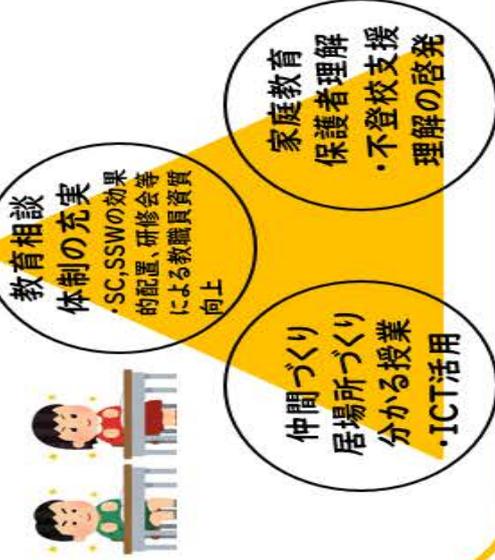
概要

令和3年度、県内の不登校児童生徒数(小・中・高等学校)は2,784人で過去最高となり、小・中学校で増加傾向にある。不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものとしてとらえ、学校に再び登校させるという結果のみを目標とするのではなく、将来の社会的自立に向けた支援をしていくことが重要である。

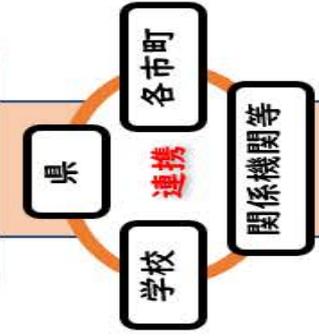
そこで、不登校児童生徒への支援の在り方について、学校関係者や有識者の参画を得て、県内の不登校状況の把握と検証を行うとともに、関係機関との連携強化を図り、より実効的な対策を講じることを目的とする。

未然防止・早期支援

子供にとって「楽しく、安全で安心できる場所」づくりを目指し、保護者と信頼関係を築きながら支援する方向性を定める。



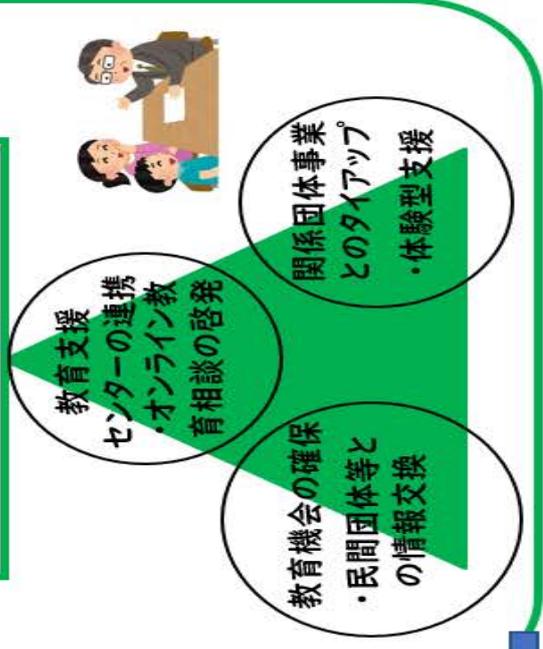
不登校支援協議会 (有識者等からの意見、専門的知見、助言等)



キーワード「つなぐ」

自立支援

子供が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、関係機関とのつながりを明確にする。



2 未然防止・早期支援

全ての児童生徒が楽しく、安心して豊かな学校生活を送ることができるような学校づくりを目指すことは、様々な課題を抱える児童生徒にとって、安心して快適に過ごせる居場所があるという意味で大切です。

不登校の未然防止や早期支援に資するためには、校長のリーダーシップのもと、学校が安心感・充実感を得られるような活動の場となるよう取組を進めるとともに、不登校の要因ともなり得るいじめや暴力行為、体罰等を許さない毅然とした態度で適切な対応が行えるよう、学校全体での組織的な取組が必要です。

そこで、県における不登校の「未然防止・早期支援」に向けた取組を確認します。

(1) 教育相談体制の充実

これまで取り組んできた「24時間子供 SOS ダイアル」、「スクールネット@伝えんば長崎」に加え、民間施設の相談窓口（チャイルドライン等）の紹介などの周知・啓発を継続しながら、子供たちが SOS を出しやすい環境づくりに努めていきます。

SC及びSSW活用事業についても、引き続き、配置・派遣の工夫を行いながら一人でも多くの児童生徒の悩みや不安に向き合っていけるような体制を整えていきます。今後、不登校の兆候がある児童生徒をより適切な支援につなげていくために、学校生活において児童生徒と接する教職員が、教育相談に対する知識・技能を学ぶとともに、SC や SSW と密な連携を図りながら、教育相談の質の向上を図っていきます。



SC、SSW、コーディネーターの三者が一堂に会した研修会を開催し、「チーム学校」が十分に機能するよう、互いの連携・強化とそれぞれの教育相談における資質向上を図ります。

(2) 長崎県不登校支援コンセプトの作成

不登校は取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、児童生徒がよりよく生きていくことを最優先に支援を行うことができるよう、長崎県全体で不登校支援体制を構築していくための参考となるもの（長崎県不登校支援コンセプト）を作成します。

各学校において、児童生徒の実態に応じた学習形態や指導方法の工夫、個々の学びを保障する授業づくり、困ったときや不安なときにいつでも SOS を発信できる雰囲気のある学級づくり、そして児童生徒の発達段階や個々の特性に応じたコミュニケーションの方法や工夫、傾聴、児童生徒の気持ちに寄り添った対応など、学校長のリーダーシップのもと、魅力ある学校づくりを通した「未然防止」の意識を本コンセプトを通して高めていきます。



「基本編」（本冊子）では、長崎県の不登校支援の概要を紹介しています。

「実践編」では、各学校において、実際に不登校支援を推進していくための具体例、参考資料などを紹介しています。

3 自立支援

不登校の背景や要因は多岐に渡り、個々の児童生徒の状況も多様になっています。例えば、学校には行けるが休みがちな子供、教室には入れず別室による指導を希望する子供、在籍校には行けずに教育支援センターによる個別指導を受けたい子供、別の学校で学習したい子供、フリースクール等の民間施設に通いたい子供、自宅において ICT を活用した学習・相談を希望する子供などがいます。

このような状況を踏まえて、不登校児童生徒の教育機会がより一層確保され、必要な指導・支援が届けられることで、学校復帰を含めた社会的自立を目指せるような体制を整えていきます。

(1) 教育支援センターとの連携

教育支援センター等で学習する児童生徒がオンラインで教育相談できる支援体制のモデルの開発を通して、県内における ICT を活用した不登校支援体制の充実を目指していきます。また、各種研修会を通して、指導員等の資質向上に努めていきます。

(2) フリースクール民間団体等との連携

県内のフリースクール民間団体等に対して、定期的な訪問、情報交換を行いながら、実態に即した不登校児童生徒への支援の在り方を模索していきます。また、県内のフリースクール民間団体等のネットワーク体制の整備や各種研修会における講師招聘など積極的な連携を図っていきます。

(3) 未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業（19ページ参照「令和5年度 新規事業」）

不登校児童生徒への教育機会の確保の選択肢の一つとして、長崎県にある社会資源（自然、文化、スポーツなど）を生かしながら、体験活動等を通して人や社会とつながるよさを実感し、主体的なエネルギーを高め、将来の社会的自立につなげていく取組を実施します。

(4) 学校内外における児童生徒の学びの場創出事業（19ページ参照「令和6年度 新規事業」）

小・中学校におけるSSRの設置を促進するとともに、民間など学校外の相談・指導機関との連携等を強化することで、不登校児童生徒のニーズに応じた多様な学びの場や居場所を確保・提供し、学校復帰を含めた将来的な社会的自立につなげます。



県教育委員会としましては、教育機会確保法の趣旨及び基本指針における「不登校は取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要」という内容を念頭において、学校復帰を含めた将来の社会的自立を目指した支援策の更なる充実に努めていきたいと考えています。不登校支援において大切なことは、「子供視点」で関わりながら、子供の「今と将来」をしっかりと見据え、保護者、学校、関係機関が「チーム」となって向き合っていくことだと考えます。

本コンセプトがその一助となることを願っています。

未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業【児童生徒支援課】

事業の概要

県内の不登校児童生徒が文化、スポーツ等の体験を通して人や社会とつながるよさを実感し、学校に再び登校するという結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向かう取組を実施



学校内外における児童生徒の学びの場創出事業

●令和4年度の本県不登校児童生徒ははじめて3千人を超え、また、不登校の約14%が学校内外の相談機関等とのつながりがない状況。●重要な支援の場の一つである校内教育支援センター(SSR)は、指導員の人員確保等が障壁となり一部市町での設置にとどまっている。●学校外における支援について、民間団体等とのさらなる連携が必要である。

小・中学校におけるSSRの設置を促進するとともに、民間など学校外の相談・指導機関との連携やオンラインによる支援体制を強化することで、不登校児童生徒のニーズに応じた多様な学びの場や居場所を確保・提供し、学校復帰を含めた将来的な社会的自立につなげる。

- | | |
|--|--|
| <p>① 小中学校の校内教育支援センター(SSR)の設置促進</p> <p>○SSRの設置を進める市町に対し、設置に要する経費の一部を県が支援し、SSRの整備を推進</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が設置するSSRに必要な事業費(指導員人件費)の1/2を上回る補助(国1/6、県2/6、市町3/6) | <p>② 学校外の機関との連携等、多様な不登校対策の推進</p> <p>○①の補助にあたり、学校外の相談・指導機関との連携や、オンラインによる支援の検討を全体計画に定めることを要件化し、市町における多様な先進的な取組を推進</p> |
| <p>③ ①・②による取り組みの先進事例や成果を全県下に発信・共有</p> | |



目標 全ての子どもたちの社会的自立に向けた、**確かな一歩**を支援

4 「大切にしたい10の視点」

令和4年度から、不登校児童生徒への支援の在り方について、有識者や学校関係者の参画を得て、県内の不登校状況の把握と検証を行うとともに、関係機関との連携強化を図り、より実効的な対策を講じることを目的として、「不登校支援協議会」が開かれています。

その中で、これからの不登校支援に必要な具体的視点を、次のような「大切にしたい10の視点」に整理しました。

【大切にしたい10の視点】

視点 1: 子供自身が「自己決定」できるようなかわりが大切。

視点 2: 「卒業」に向けて学校、家庭が「イメージ」をもつこと。

視点 3: 学校・保護者が民間フリースクール等との連携に前向きになること。

視点 4: 「社会とのつながり」を絶やさないための適切な対応。

視点 5: 親の学びの場の確保。

視点 6: 地域人材の活用。(学校関係者だけでなく、地域住民やその他の学校を支援して下さる方々の協力を得て、多くの大人の声掛け、見守り、まなざしが必要。そのような方々が常駐できるような部屋の確保。)

視点 7: 多様性を受け止めた環境(居場所等)の必要性。

視点 8: 学校教育の専門家として、先生が学級経営や個を生かす集団づくりなどの力量を高めていくことの重要性。

視点 9: 自治体のリーダーシップ(予算・人材・研修)。

視点 10: 不登校支援に特化した人員を学校に加配するなどの方策の検討。

教育機会確保法の理念の下、多様な価値観を認め、様々な選択肢を整備していくことは、将来を担う子供たちを支える社会全体の責務です。そのためには、国や教育委員会、学校や教職員も変わっていかなくてはならないし、社会の不登校に対する認識も変えていかなければなりません。

また、核家族化や共働き家庭の増加に加え、近年コロナ禍での生活不安等により、身近に子育ての悩みを相談できる相手がないといった保護者に対して、地域全体で家庭教育を支援していくことが重要になってきています。不安や悩みは、子供や保護者だけで抱え込まずに、様々な教育機関、相談機関に相談できるような体制をつくっていくことも大切だと考えます。

今後、これからの不登校支援について、これまでの施策を礎にしつつも、新たに付加すべき視点がないか継続的に検討し、優先的、重点的に実施すべき方策を整理していきたいと考えます。

【資料】

不登校児童生徒における多様な教育機会の確保は極めて重要です。
公的機関や民間施設等における「出欠の取扱い」について、参考として紹介します。
詳細については、各市町教育委員会にお尋ねください。

義務教育段階における不登校児童生徒が
「学校外の公的機関や民間施設等において相談・指導を受けている場合」

及び

「自宅で ICT 等を活用した学習活動を行った場合」
における指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドライン

令和5年3月
長崎県教育委員会

不登校児童生徒が学校外の公的機関やフリースクールや民間施設（以下、民間施設等）において相談・指導等を受けている場合の「指導要録上の出欠の取扱い」に関するガイドライン

I はじめに

令和元年10月に文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が出され、不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があることなどが明記された。それに伴い、学校外の公的機関や民間施設等において、相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いの要件等について考え方が示された。

不登校児童生徒の中には、学校外の公的機関や民間施設等で支援を受けている者もあり、一人一人の状況に応じて、多様な教育機会を確保していくことは重要である。そこで、学校や教育委員会が、学校外の公的機関や民間施設等で相談・指導を受けている不登校児童生徒の「出席扱い」について判断する際の留意すべき点の「目安」として本ガイドラインを策定することとした。

II 活用にあたって

公的機関の取扱いについては、児童生徒一人一人の個別の状況が異なることから、児童生徒の状態・状況について、保護者や当該機関と学校・教育委員会が協議・確認の上、総合的に判断することになるが、教育支援センター（適応指導教室）への通級（含む個別支援）及び教育相談等については、学校長は出席扱いとすることができる。

また、このガイドラインは、個々の民間施設等についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設等において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を「目安」として示したものである。民間施設等はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設等を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。

したがって、学校や教育委員会においては、本ガイドラインを参考にしながら、地域の実態等に応じ、各施設への訪問等を通して、活動内容等を十分に把握し、施設における支援が社会的自立につながっているかなどを確実に情報共有して、総合的に判断することが求められる。

III 判断するための留意事項

1 実施主体について

- (1) 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識を有し、かつ社会的信望を有していること。
- (2) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- (3) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

2 相談・指導の在り方

- (1) 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- (2) 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

3 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- (2) 専門的なカウンセリング等を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあたっていること。
- (3) 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

4 施設、設備について

- (1) 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- (2) 利用施設、設備にあつては、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。
- (3) 宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

5 学校、教育委員会と施設との関係について

- (1) 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、施設への通所の状況や学習等の活動の様子、支援経過などの必要な事項について、学校へ定期的に情報提供が行われること。
- (2) 学校と施設が相互に、児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

6 家庭との関係について

- (1) 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

7 その他

- (1) 「指導要録上の出席扱い」とした当該児童生徒の保護者に対し、「相談・指導を行う学校外の公的機関や民間施設に通所するため鉄道又は乗合バスに乘車する場合、鉄道については実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が、乗合バスについては通学定期乗車券が発売されること。」等、通学定期乗車券の取扱い制度等を周知すること。
- (2) 学校長は、各鉄道・バス事業者の定めるところに基づき、通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。

8 指導要録上の「出席扱い」の判断までの望ましい流れについて

【望ましい流れの「例」】

- (1) 不登校児童生徒及び保護者からの申し出（学校と保護者の連携）
- (2) 当該校職員と不登校児童生徒及び保護者との協議
- (3) 不登校児童生徒及び保護者による民間施設への見学、体験入所
- (4) 当該校長の民間施設見学、教育委員会への報告（学校と民間施設の連携）
- (5) 教育委員会による民間施設訪問（施設概要、活動内容等の把握）
- (6) 学校と教育委員会が「出席扱い」について協議（学習や活動内容等）
- (7) 学校長が「出席扱い」の認定を判断

※ 指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

「出席扱い」までの流れ

不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の「指導要録上の出欠の取扱い」に関するガイドライン

I はじめに

令和元年10月に文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が出され、不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があることなどが明記された。それに伴い、児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合において、学校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる考え方が示された。

この考え方は、不登校児童生徒の教育機会の確保、学習意欲の維持・向上等のためにも重要であることから、学校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映する判断の際の留意すべき点の「目安」として本ガイドラインを策定することとした。

II 活用にあたって

このガイドラインは、義務教育段階における不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行うとき、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、当該児童生徒が登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると当該児童生徒の学校長が判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映する際の留意すべき点を「目安」として示したものである。

III 判断するための留意事項

I 出席扱いの要件等

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT 等を活用した学習活動とは以下のようなものが考えられる。

- ① インターネットのほか、郵送や電子メール、FAX などを活用して提供される学習
- ② 民間業者が提供する ICT 教材を活用した学習
- ③ パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
- ④ 教育支援センター作成の ICT 教材を活用した学習
- ⑤ 学校のプリント(学習ドリルやテキスト等を含む)や通信教育を活用した学習
- ⑥ リアルタイムで学校から配信される「同時双方向型授業配信」や「オンデマンド型授業配信」の学習

- (3) 当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などについて、定期的かつ継続的に行われる訪問による「対面指導」が適切に行われていることを前提とすること。また、対面指導を行う者としては、当該校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家のほか、教育支援センターの職員等が考えられる。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。計画的な学習プログラムとは、学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画に準拠した形で月ごとや学期ごとなど、ある程度長期的な計画になっていることが望ましいと考えられる。民間業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用しても構わない。
- (5) 学校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

2 留意事項

- (1) この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより、不登校状態が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- (2) ICT等を活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止等、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICT等の活用について、保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- (3) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することを求めるものではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えることも考えられること。

令和 年 月 日

〇〇〇立〇〇〇〇学校長 様

保護者氏名_____

学校外民間施設等利用時の「出席扱い」申請について

私は、わが子が学校外の民間施設を利用した際に、学校の「出席扱い」としていただきたく、申請書を提出いたします。

1 児童生徒について

(ふりがな) 氏名	()	
生年月日	平成 年 月 日	
年組／担任	年 組	担任氏名
住 所		
電話番号		

2 利用施設について

施 設 名	
住 所	
電 話 番 号	

令和〇年〇月〇日

(施設名) 〇〇 〇〇
(代表者名) 〇〇 〇〇 様

〇〇教育委員会
〇〇〇〇〇〇〇〇

学校外の民間施設等利用時の「出席扱い」に係る訪問について（依頼）

〇〇の候、貴台におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から本県の学校教育につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、文部科学省の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月）では、不登校児童生徒が学校外の民間施設等を利用した際は、校長判断で「出席扱い」とすることができるとしています。

この度、貴施設利用者の保護者様より「出席扱い」の申請がありましたので、下記の要領で調査をさせていただきたく存じます。

つきましては、ご対応よろしくお願いいたします。

記

- 1 訪問日時 令和〇年〇月〇日（〇） 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
- 2 お尋ねする内容
 - ・運営母体、運営理念、施設概要等について
 - ・保護者、学校、教育委員会との連携について
- 3 提出していただきたい資料について
 - ・入会金、月額・年額納入金等が明示された保護者等への公表資料
 - ・面接、学習支援、相談・指導内容、日課表等が明記された文書
 - ・指導員、相談員の人数、資格等に関する資料
- 4 その他
 - ・ご不明な点がございましたら担当へお問い合わせください。

担当 〇〇〇
〇〇
TEL () -
E-mail

学校外の民間施設等との確認事項について

このことについては、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において、相談・指導を受ける際の目安として示したものです。

1 学校、家庭、及び民間施設等との関係について	
①	学校と保護者との間に、協力関係が保たれていること。
②	不登校児童生徒及びその保護者を支援するための情報共有等について、学校と民間施設との間に、連携・協力関係が保たれていること。
③	民間施設での相談・指導の経過を定期的に連絡することについて、家庭と民間施設との間に、連携・協力関係が保たれていること。
④	民間施設は、当該児童生徒が利用当日にその状況について学校へ連絡するとともに、月末には相談・指導状況の記録を提出すること。
2 実施主体、事業運営の在り方等について	
①	法人、個人を問わないが、不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とするとともに、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
②	著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
3 相談・指導の在り方について	
①	受け入れにあたって面接を行うなど、当該児童生徒のタイプや状況（※1）の把握が適切に行われていること。
②	我が国の義務教育制度を前提としたもので、当該児童生徒のタイプや状況に応じた適切な相談・指導が行われていること。
4 相談・指導スタッフについて	
①	スタッフは当該児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
②	専門的なカウンセリング等の方法を行うことについて、心理学や精神医学等、専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
5 施設について	
①	当該児童生徒が安全で健康的な生活を営むための施設、設備を有していること。

※1 「児童生徒のタイプや状況」とは、情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる児童生徒の態様のことである。

【別紙4】※学校への報告：様式例

令和〇年〇月〇日

〇〇〇立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇 様

(施設名) 〇〇 〇〇
(代表者名) 〇〇 〇〇

(施設名)「●●」における児童生徒の出席状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

【出席状況】

学年：第〇学年 氏名：〇〇 〇〇				
月 日	曜日	出席状況		主な活動内容
		午前	午後	
※ 記入例 10月14日	金	○	/	国語、算数の学習 畑のお世話 イベント準備
月 日				
月 日				

※ 出席状況について

- ・施設を開いていない場合は斜線（/）、出席の場合は（○）、欠席の場合は（×）で表記する。

【特記事項】児童生徒の詳細様子

学習面 ○
生活面 ○
心理面 ○

参考資料

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
(平成28年12月 文部科学省)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」
(平成29年3月 文部科学省)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」 (令和元年10月 文部科学省)
 - ※(別記1)「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」
 - ※(別記2)「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」
 - ※(別紙)「指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」
 - ※(別添3)「民間施設についてのガイドライン」
- 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について (令和4年6月 文部科学省)
- 「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」 (平成5年3月 文部科学省)

参考資料

- 「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」
(平成21年3月 文部科学省)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
(平成28年12月 文部科学省)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」
(平成29年3月 文部科学省)
- 「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について」
(平成29年3月 文部科学省)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」
(令和元年10月 文部科学省)
- ※(別記)「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」
- ※(別記2)「不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」
- ※(別紙)「指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」
- ※(別添3)「民間施設についてのガイドライン」
- 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について
(令和4年6月 文部科学省)
- 「生徒指導提要」
(令和4年12月 文部科学省)
- 「小学校学習指導要領(総則編)」
(平成29年告示 文部科学省)
- 「PDCA×3=不登校・いじめ防止」(第三期「魅力ある学校づくり調査研究事業」平成26～27年度報告書)
(平成29年1月 生徒指導・進路指導研究センター)
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」
(平成31年3月 文部科学省)
- 「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」
(平成5年3月 文部科学省)
- 「不登校と教育機会確保法～知る・広める・活用するためのQ&A～」
(編集・発行 特定非営利活動法人 登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク)
- 「学校復帰を果たした不登校対応事例集～『問題を抱える子ども等の自立支援事業』を通して～」
(平成22年3月長崎県教育委員会)
- 「上手な登校刺激の与え方」
(平成15年 ほんの森出版 著者 小澤 美代子)
- 「不登校～予防と支援 Q&A70～」
(平成20年 明治図書 著者 菅野 純)
- 「明日、学校へ行きたくない」
(令和3年 角川書店 著者 茂木健一郎・信田さよ子・山崎聡一郎)

長崎県不登校支援コンセプト(基本編・実践編)作成 協力者

【令和4年度 長崎県不登校支援協議会 委員】

長崎大学教育学部	教授	内野 成美
県弁護士会	弁護士	鷲見 賢一
県医師会	常任理事	長谷川 宏(星子 浄水)
県臨床心理士会	理事	前田 和明
NPO法人フリースクールクレインハーバー	理事長	中村 尊
長崎市教育研究所	所長	山本 高靖
長崎県校長会生徒指導部会	部長	川本 哲也
長崎県校長会生徒指導部会	副部長	木下 和敏
スクールソーシャルワーカー	スーパーバイザー	木村 和子
長崎県庁子ども未来課	課長	徳永 憲達
長崎県教育センター	所長	立木 貴文
長崎県教育庁総務課	課長	桑宮 直彦
長崎県教育庁義務教育課	課長	加藤 盛彦
長崎県教育庁高校教育課	課長	田川 耕太郎
長崎県教育庁特別支援教育課	課長	分藤 賢之
長崎県教育庁生涯学習課	課長	山崎 由美
長崎県教育庁児童生徒支援課	課長	大川 周一

(※ 敬称略)

【編集リーダー】

長崎県教育庁児童生徒支援課 指導主事 野茂 大樹

おわりに

本協議会は、長崎県教育委員会児童生徒支援課を中心として、令和4年4月より協議を進めて参りました。その際に、メンバー全員の共通認識として大切にされたことは、以下の3つでした。

- (1) 不登校は、決して、その状態自体が問題である、あるいは悪いというものではない。
- (2) しかしながら、不登校の状態になることにより、進学や就業において何らかの不利益を子供たち自身が被る場合もある。
- (3) だからこそ、学校に行くことが難しいという状態に至る子供たちの心理や背景に寄り添い、子供たちが未来を信じ、そのために今をより良く生活できるようになるための資源や支援策をまとめ、子供たちの選択肢を広げよう。

これらをもとに協議を行い、まとめられたものが本コンセプトの「基本編」20ページに記した「大切にしたい10の視点」です。

この視点をまとめる過程の中で、学校関係者だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、フリースクール、美術館や博物館、自然の家、スポーツ関係機関など様々な方々の協力を得ることができました。まさに、視点4の「つながり」であり、視点6の「地域人材の活用」です。多くの方のお力添えに感謝致します。

本コンセプトが、学校に行きづらさを抱える子供たちだけでなく、子供たちを見守る保護者のみなさま、そしてその子供たちや保護者のみなさまを支える学校の先生方にとって、ふっと肩の力を抜いたり、「これ、やってみようかな」というヒントを得たりする手掛かりになると幸いです。

令和4年度 不登校支援協議会 会長 内野 成美



長崎県不登校支援コンセプト（基本編・実践編）

令和5年3月 初版 作成

令和7年2月 第2版 作成

作成元

長崎県教育庁児童生徒支援課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL：(095) 894-3339

※本コンセプトに登場するキャラクター等は「長崎っ子の心を見つめる教育週間のキャラクター」です。